

改正内容

1. レンタル約款

改正前	改正後
<p>第1条（総則） 本レンタル約款は、お客様（以下「賃借人」という）とエヌ・ティ・ティ・レンタル・エンジニアリング株式会社（以下「賃貸人」という）との間で締結される、レンタル期間（詳細は第2条にて定める）の如何を問わず、レンタル料を日額で定める場合、及びレンタル期間を半年未満とし（契約締結時に定めた期間とする）、レンタル料を月額で定める場合におけるレンタル物件（以下「物件」という）の賃貸借契約（以下「レンタル契約」という）について、別に契約書類または取り決め等による特約がない場合に適用します。</p>	<p>第1条（総則） 本レンタル約款は、お客様（以下「賃借人」という）とエヌ・ティ・ティ・レンタル・エンジニアリング株式会社 または代理店（以下「賃貸人」という）との間で締結される、レンタル期間（詳細は第2条にて定める）の如何を問わず、レンタル料を日額で定める場合、及びレンタル期間を半年未満とし（契約締結時に定めた期間とする）、レンタル料を月額で定める場合におけるレンタル物件（以下「物件」という）の賃貸借契約（以下「レンタル契約」という）について、別に契約書類または取り決め等による特約がない場合に適用します。</p>
<p>第3条（レンタル料金）</p> <ol style="list-style-type: none">1. (略)2. (略)3. レンタル期間満了前にレンタルが終了した場合には、賃借人は、解約日までをレンタル期間とするレンタル料等の総額と支払済みレンタル料との差額を精算し、賃貸人に支払うものとします。	<p>第3条（レンタル料金）</p> <ol style="list-style-type: none">1. (略)2. (略)3. 削除

改正前	改正後
<p>第7条（物件の使用・保管・維持・修理等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （略） 2. 賃借人は、事前に賃貸人の書面による承諾を得ないで次の行為を行わないものとします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 物件を第三者に譲渡し、または転貸しすること。 (2) 物件に貼付された賃貸人の所有権を明示する標識、調整済の標識等を除去し、または汚損すること。 (3) 物件に質権、抵当権及び譲渡担保権を設定するなど、賃貸人の所有権の行使を制限する一切の行為をすること。 (4) 物件に他の物件を付着させ、物件の一部を除去あるいは取替え、または改造する等、物件の引渡し時の現状を変更すること。 3. 賃借人は、物件について他から強制執行その他賃貸人の権利を侵害する行為を受けた場合には、当該物件が賃貸人の所有であることを主張し、直ちにその旨を賃貸人に通知し事態の解消にあたるものとします。 4. 物件自体、及びその使用、保管、維持によって第三者に与えた損害については賃借人が負担し、賃貸人は損害賠償の責を負わないものとします。 5. （略） 6. （略） 	<p>第7条（物件の使用・保管・維持・修理等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （略） 2. 賃借人は、事前に賃貸人の書面による承諾を得ないで次の行為を行わないものとします。<u>なお、本項ないし、3項および4項の賃貸人は、エヌ・ティ・ティ・レンタル・エンジニアリング株式会社と読み替えるものとします。</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) 物件を第三者に譲渡し、または転貸しすること。 (2) 物件に貼付された賃貸人の所有権を明示する標識、調整済の標識等を除去し、または汚損すること。 (3) 物件に質権、抵当権及び譲渡担保権を設定するなど、賃貸人の所有権の行使を制限する一切の行為をすること。 (4) 物件に他の物件を付着させ、物件の一部を除去あるいは取替え、または改造する等、物件の引渡し時の現状を変更すること。 3. 賃借人は、物件について他から強制執行その他賃貸人の権利を侵害する行為を受けた場合には、当該物件が賃貸人の所有であることを主張し、直ちにその旨を賃貸人に通知し事態の解消にあたるものとします。 4. 物件自体、及びその使用、保管、維持によって第三者に与えた損害については賃借人が負担し、賃貸人は損害賠償の責を負わないものとします。 5. （略） 6. （略）
<p>第12条（中途解約）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （略） 	<p>第12条（中途解約）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （略） 2. <u>解約にあたって、特別な定めがない限り、レンタル開始日から解約日までのレンタル期間に応じて算出した料金の総額と支払済みレンタル料との差額を精算し、賃貸人に支払うものとします。</u>

2.スーパーレンタル約款

改正前	改正後
<p>第1条（総則） 本レンタル約款は、お客様（以下「賃借人」という）とエヌ・ティ・ティ・レンタル・エンジニアリング株式会社（以下「賃貸人」という）との間で締結される、レンタル期間（詳細は第2条にて定める）を半年以上とし、レンタル料を月額で定める場合におけるレンタル物件（以下「物件」という）の賃貸借契約（以下「スーパーレンタル契約」という）について、別に契約書類または取り決め等による特約がない場合に適用します。</p>	<p>第1条（総則） 本レンタル約款は、お客様（以下「賃借人」という）とエヌ・ティ・ティ・レンタル・エンジニアリング株式会社 または代理店（以下「賃貸人」という）との間で締結される、レンタル期間（詳細は第2条にて定める）を半年以上とし、レンタル料を月額で定める場合におけるレンタル物件（以下「物件」という）の賃貸借契約（以下「スーパーレンタル契約」という）について、別に契約書類または取り決め等による特約がない場合に適用します。</p>
<p>第7条（物件の使用・保管・維持・修理等）</p> <ol style="list-style-type: none">賃借人は、物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管し、これに要する費用を負担します。また、賃借人は物件を本来の用法に従い使用します。賃借人は、事前に賃貸人の書面による承諾を得ないで次の行為を行わないものとします。<ol style="list-style-type: none">物件を第三者に譲渡し、または転貸しすること。物件に貼付された賃貸人の所有権を明示する標識、調整済の標識等を除去し、または汚損すること。物件に質権、抵当権及び譲渡担保権を設定するなど、賃貸人の所有権の行使を制限する一切の行為をすること。物件に他の物件を付着させ、物件の一部を除去あるいは取替え、または改造する等、物件の引渡し時の現状を変更すること。賃借人は、物件について他から強制執行その他賃貸人の権利を侵害する行為を受けた場合には、当該物件が賃貸人の所有であることを主張し、直ちにその旨を賃貸人に通知し事態の解消にあたるものとします。物件自体、及びその使用、保管、維持によって第三者に与えた損害については賃借人が負担し、賃貸人は損害賠償の責を負わないものとします。（略）（略）	<p>第7条（物件の使用・保管・維持・修理等）</p> <ol style="list-style-type: none">賃借人は、物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管し、これに要する費用を負担します。また、賃借人は物件を本来の用法に従い使用します。賃借人は、事前に賃貸人の書面による承諾を得ないで次の行為を行わないものとします。 なお、本項ないし、3項および4項の賃貸人は、エヌ・ティ・ティ・レンタル・エンジニアリング株式会社と読み替えるものとします。<ol style="list-style-type: none">物件を第三者に譲渡し、または転貸しすること。物件に貼付された賃貸人の所有権を明示する標識、調整済の標識等を除去し、または汚損すること。物件に質権、抵当権及び譲渡担保権を設定するなど、賃貸人の所有権の行使を制限する一切の行為をすること。物件に他の物件を付着させ、物件の一部を除去あるいは取替え、または改造する等、物件の引渡し時の現状を変更すること。賃借人は、物件について他から強制執行その他賃貸人の権利を侵害する行為を受けた場合には、当該物件が賃貸人の所有であることを主張し、直ちにその旨を賃貸人に通知し事態の解消にあたるものとします。物件自体、及びその使用、保管、維持によって第三者に与えた損害については賃借人が負担し、賃貸人は損害賠償の責を負わないものとします。（略）（略）

改正前	改正後
<p>第8条（メンテナンス）</p> <p>1. 賃借人は、使用中の物件を定期的にメンテナンス済みの物件と交換できるものとします。</p>	<p>第8条（メンテナンス）</p> <p>1. 賃借人は、賃借人が必要かつ相当と認めた場合には、使用中の物件をメンテナンス済みの物件と交換できるものとします。</p>
<p>第13条（中途解約）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 解約にあたって、特別な定めがない限り、レンタル開始日から解約日までのレンタル期間に応じて算出した料金の総額と支払済みレンタル料との差額を精算し、賃借人に支払うものとします。但し、レンタル期間が6ヶ月より短い場合のレンタル料等の総額は、レンタル約款第3条3項を準用します。</p>	<p>第13条（中途解約）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 解約にあたって、特別な定めがない限り、レンタル開始日から解約日までのレンタル期間に応じて算出した料金の総額と支払済みレンタル料との差額を精算し、賃借人に支払うものとします。但し、レンタル期間が6ヶ月より短い場合のレンタル料等の総額及び精算方法については、レンタル約款第12条2項を準用します。</p>